

令和3年

松前町議会

第4回臨時会会議録

令和3年 5月28日 開会

令和3年 5月28日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和3年 5月28日(金曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	4 頁
○日程第3 会期の決定	4 頁
○日程第4 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	5 頁
○日程第5 議案第29号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 頁
○日程第6 議案第30号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	8 頁
○日程第7 議案第31号 契約の締結について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 頁
○日程第8 議案第32号 財産の取得について（提案説明・質疑・討論・採決）	10 頁
○閉会宣告	13 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
28	町税条例等の一部を改正する条例制定について	3. 5. 28	原案可決
29	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
30	松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
31	契約の締結について	同 上	同 上
32	財産の取得について	同 上	同 上

令和3年 5月28日（金曜日）第1号

令和3年
松前町議会第4回臨時会
令和3年 5月28日(金曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第5 議案第29号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第30号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議案第31号 契約の締結について
日程第8 議案第32号 財産の取得について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第5 議案第29号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第30号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第7 議案第31号 契約の締結について
日程第8 議案第32号 財産の取得について
-

◎出席議員(12名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤隆信君
税務課長兼会計管理者兼出納室長		保健福祉課長	堀川昭彦君
	三浦忠男君	町民課長	岩城広紀君
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長		農林畜産課長補佐	小野寺孝也君
	三谷幸一君	建設水道課長	横山義和君

教 育 長 宮 島 武 司 君
監査委員事務局長 鍋 島 孝 明 君

監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 鍋 島 孝 明 君
議 会 事 務 局 書 記 三 上 大 輔 君

議 会 事 務 局 次 長 佐 藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和3年松前町議会第4回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和3年松前町議会第4回臨時会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番飯田幸仁君、3番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第28号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第28号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。議案の8枚目でございます。説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第107号)地方税法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第108号)地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第35号)が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例等の規定の整理を行おうとするものでございます。

2の主な改正の内容でございます。始めに、(1)個人町民税の関係でございます。①として、特定一般用医薬品等を購入した際に受けられる医療費控除の特例の延長でございます。これは、適切な健康管理のもとで医療品薬品からの代替を進めるために、健康の保持、増進及び疾病の予防などに取り組む個人が、スイッチOTC薬品を年間1万2千円を超えて購入した場合に、10万円を限度として、その購入費用のうち1万2千円を超える額を所得控除するというものでございます。

なお、本特例を受ける場合は、現行の医療費控除を受けることができず、現行の医療費控除を受ける場合は、本特例を受けることができないというものでございます。

ちなみに、特定一般用医薬品、またスイッチOTC薬品とは、記載のとおりでありますので、ご参照願います。

延長する期間は、令和8年12月31日購入分まででございます。

次に、②の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン減税)の特例の見直しでございます。住宅借入金特別税額控除は、現在消費税率10%が適用される住宅取得について、控除期間が10年から13年に延長されているところでございます。令和元年10月1日から令和2年12月31日までの入居、また、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は、令和3年12月31日までの入居となっているところでございます。

次にページをお開き願います。見直しの内容でございます。新築の場合は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約。建売、中古、増改築の場合は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約がされ、いずれも令和4年12月31日までの入居について、控除期間が13年に延長されるものでございます。

次に、(2)固定資産税の関係でございます。①として、土地の負担調整措置の延長でございます。この措置につきましては、3年間延長し、令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税に適用するものでございます。②令和3年度限りの特別措置でございます。新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、税額が増加する土地について、前年度、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるとい

うものでございます。③課税標準額の特例措置の拡充です。わがまち特例の関係でございます。浸水被害防止、軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長の認定を受けて整備された雨水貯留浸水施設に対して課する固定資産税の課税標準額について、わがまち特例を導入し、課税標準額を3分の1とするというものでございます。

次に、(3)軽自動車税環境性能割の関係でございます。軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例の延長でございます。自家用乗用車の税率を臨時的に1%分軽減する措置については、令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得したものを対象としておりましたが、これを9ヶ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするというものでございます。

次に、(4)軽自動車税種別割の関係でございます。軽自動車を取得した場合の軽自動車税種別割のグリーン化特例の一部延長です。燃費性能等の優れた軽自動車、新車に限りませんが、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（軽課））について2年間一部を延長するものでございます。

次のページ、3ページの表をご覧ください。上段の表は、令和2年度及び令和3年度課税分のグリーン化特例により軽減となる一覧でございます。例えば、3輪の場合ですが、グリーン化特例の対象となる車両の標準税率は3千900円であります。その車種の燃費、性能等に応じて概ね75%軽減、50%軽減、25%軽減という特例措置がされているところでございます。この措置が2年間一部について延長されるものであり、延長となるのは全ての電気自動車、燃料電池自動車等と4輪以上の乗用営業用の車両でございます。これ以外は、令和4年度課税分以降標準税率となるところでございます。

以上が、議案第28号、町税条例等の一部を改正する条例の主な内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第29号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第29号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

す。

議案の3枚目でございます。説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要1ページをご覧くださいと存じます。まず改正の趣旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、関連する規定の整理を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございます。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、給与所得控除や公的年金等控除が10万円減少し、基礎控除がその分10万円増額となることから、軽減判定所得基準額算定が見直しされたことに伴う規定の整理でございます。

中段の図をご覧くださいと思います。例1として、給与所得者等1人で3人世帯の場合を示してございます。左が現行、右が改正後となっております。まず、収入額です。現行は7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は195万円以下、2割軽減は296万円以下が対象となっております。改正後も7割、5割、2割軽減の収入額は変わらず98万円以下、195万円以下、296万円以下でございます。この判定は、所得額によって判定致します。具体的な内容でございますが、7割軽減は所得33万円ですが、改訂後は43万円プラス10万円に給与所得者等の数から1を減じた数を乗じた額を加算することとなっております。給与所得者等が1人の場合は、基準額43万円でございます。5割軽減は、現行33万円に加算額として28万5千円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっており、118万5千円でしたが、改正後は128万5千円になるところでございます。2割軽減は、現行33万円に加算額として52万円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっており、189万円でしたが、改正後は199万円になるところでございます。

次のページをお開き願います。例の2でございます。給与所得者等が2人で、3人世帯の場合でございます。まず、収入額につきましては、7割軽減が98万円から108万円に、5割軽減が195万円から209万円に、2割軽減が296万円から310万円にそれぞれ拡大されるところでございます。所得額につきましては、現行給与所得者等1人の場合と同様な所得基準額算定となっております。改訂後も同様であります。算定の見直しにより、給与所得者等が2人の場合は7割、5割、2割と改正後それぞれ20万円所得基準額が上がってございます。ここで言う給与所得者等ですが、給与収入額が年齢に関係なく55万円を超える方、公的年金等収入が65歳未満の方にあつては60万円を超える方、65歳以上の方にあつては110万円を超える方でございます。この改正は、給与所得者等それぞれの給与所得控除、公的年金等控除が10万円少なくなり、所得が10万円増えます。その分同額の10万円基礎控除を引き上げるものであり、給与所得者等が2人いる場合、給与所得等控除で2人で20万円少なくなることから、基礎控除分で10万円と10万円掛ける給与所得者等の数マイナス1の算式により、均衡を保とうとするものでございます。

今回の改正による影響額でございますが、給与所得者、年金所得者は影響額はございません。しかしながら、営業、漁業等の事業収入につきましては、給与収入のような所得控除額がなく、経費を差し引いての所得の算出となります。この改正により、所得の変更はありません。

一方、基礎控除が10万円増加することから、総所得金額が10万円減少し、軽減の拡大が見込まれるところでございます。令和2年度の課税ベースでの積算では、7割軽減が

8世帯、13万2千800円の増、5割軽減が1世帯、3万1千500円の増、2割軽減が2世帯、3万4千400円の増、合計で11世帯、軽減額で19万8千700円の増加が見込まれるところでございます。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用しようとするものであり、令和3年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発布致します集合主税から反映されるところでございます。

以上が、議案第29号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第30号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第30号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

議案第30号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。添付の説明資料新旧対照表の2ページの下段、説明欄をご覧願いたいと思います。

今回の改正につきましては、65歳以上の被保険者、いわゆる第1号被保険者の部分につきましては、説明欄に記載のとおりとなっておりますが、要約致しますと、2段目の括弧書き以降にありますとおり、令和3年3月12日付け事務連絡に基づき、新型コロナの影響で収入が減少した等の場合の介護保険料の減免措置を令和2年度に引き続き、令和3年度も実施するために、条例の一部を改正しようとするものがございます。

説明資料の1ページをご覧願いたいと思います。左側現行附則第4条第1項の1行目の下線部分、令和3年3月31日を、右側改正案の下線部分、令和4年3月31日に改め、左側改正案の中央部分、同項第1号の下線部分を、右側改正案のとおり改めようとするものであります。

第1号の改正につきましては、改正前は新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルスの定義を引用しておりましたが、改正案では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称感染症法の引用により、新型コロナウイルスを定

義しようとするものです。これらの目的につきましては、新型コロナウイルスをCOVID-19に限定されずに、広く一般的に対応できるように整理をしようとするものであります。

また、同号において、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を、右側改正案では、以下「主たる生計維持者」として表現することに改めるものでございます。

以下、同項第2号の改正案では、主たる生計維持者の表現に改め、またその下段のア及びイについても主たる生計維持者の表現に整理するものであります。

説明資料2ページ、右側改正案をご覧願いたいと思います。附則の施行期日と致しまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することと致します。また、経過措置につきましては、保険料の減免の判定の基礎となる合計所得額について明記されているものでございます。要約致しますと、3段目中段括弧書きにありますとおり、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）が、令和3年1月1日に施行されたことに伴い、介護保険法施行令も改正され、減免判定基準となる合計所得金額の算定方法が令和2年度と令和3年度では異なるため、令和2年度以前分は改正前の合計所得の算定方法で算定したもので判定します、というような内容になってございます。

以上が、議案第30号、松前町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第30号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 契約の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第31号、契約の締結についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第31号、契約の締結について、その内容をご説明申し上げます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

工事の名称は、令和3年度施行、令和2年度繰越分松前町肉牛改良センター賃貸型牛舎等建設事業賃貸型牛舎建設（建築主体工事）で、契約の方法は、指名競争入札で、去る5月24日に入札を執行しております。契約の金額は、1億9千690万円、契約の相手方は、西沢・吉崎・伊藤経常建設共同企業体、代表者は松前町字清部498番地10に住所を有します株式会社西沢工務店代表取締役西沢弟治でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますのでご参照願

ます。

以上が、議案第31号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第31号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号 財産の取得について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第32号、財産の取得についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第32号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

取得する財産は、庁舎管理備品、次亜塩素酸空間除菌脱臭機で、去る5月24日に指名競争入札を執行しております。取得数量は31台で、取得価格は638万円、取得の相手方は、松前町字松城7番地に住所を有します金子電産金子宏之でございます。

なお、入札の結果等につきましては、参考資料として添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第32号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) お尋ねしたい点はね、物品の購入、最小の経費で最大の効果を挙げると。そういう意味ではね、私は非常にいい形の落札かなと感じてみております。ただ問題って言うか疑問はですね、この予定価格分に対する落札額の差が大きすぎると。すぎるって言うか、私の感じですよ、非常に大きな差があると。

だから、発注の仕方がね、どういう形なのか。次亜塩素酸空間除菌脱臭機というタイトルで、そして、その下におそらく仕様書が添付されると思いますけれども、この仕様書がね、例えばA社製品のこれ、B社製品のこれって明記されているとは思いませんけれども、おそらく入札する人方は、それぞれの仕入れの形を踏まえてね、札を入れると思います。ですから、安ければいいってもんじゃないでしょう。やっぱり発注する以上はその適用を

きちっと達成される製品でなければいけないわけだ。それは、予定価格と300万以上も違う値段で落札するってことに、私はどうもストンと納得のいかない面があるんですけども。説明をいただきたいんですけども、入札の結果でございますじゃ、これ説明ならないんでね、その辺いただけませんか。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今回の財産の取得の関係する庁舎管理の次亜塩素酸の脱臭機につきましては、先月の4月に行われた臨時会において予算を計上してあります。予算の段階では、それぞれ見積書、予算用の見積書をいただきまして、計上しまして予定価格を決めておるところであります。

梶谷議員おっしゃる仕様書の関係ですが、通常備品等を買う場合は、そのままピンポイントでこの製品がほしいよというふうな場合と、同等品以上であればオクケーというふうな場合、大きく分けて二通りあるんですが、今回の場合は、この感染症拡大を防止するためにどのようなものかというふうなことで、庁内でも保健師さんにお話を聞いたり、いろいろな意見を聞いた中で、通常であれば同等品以上というふうな形で大体やってるところなんですけど、今回につきましては、次亜塩素酸の空間除菌脱臭機がほしいと、これが一番ベストではないかというふうな判断になりまして、特定の会社の商品を指定して入札を行っております。その結果、このような形で、梶谷議員おっしゃるとおり、300万ぐらい予定価格より落ちて入札の結果となったものであります。

あくまでも、この商品がほしいと、同等品の場合とかも、入札やってる場合もあるんですけども、ピンポイントで行ったということで、それ以下の商品になるというふうなことはありませんので、それでも300万ぐらい落ちたっていうのは、私どもちょっとびっくりしてるところもあるんですけど、そのような結果でございますので、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 説明を聞いてね、理解できる部分と理解困難な部分があると。それはね、同等以上のものっていう判断は、もの見ただけでわかるんですか。いわゆるものが入ってくる時にね、検収しますよね。その検収の時に、結果的には安く買ったものに落札するっていうのは、これ常識的にわかりますけども、それが今おっしゃるように、望むものにね、自分達が望むレベル以上のものだって判断は、どういうふうにできるんですか。

こんなに大きな差出てくるってのはね、私は、表現悪いけど、安かろう悪かろうっていうようなものがね、もしあるとすればね、これ問題ですよ。望むものが入ってこないんだから。だから、その辺の判断はどうしますか。これ、どなたが検収します。説明お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 先ほど答弁申し上げましたが、今回の購入した商品については、同等品以上というふうな形ではなくて、この商品がほしいというふうな形で入札をやっております。仕様書にもこの商品だよというふうな形で明示してやっておりますので、納品されたものが違うものというふうなことにならないというふうに思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) いやわかるんだよ、言ってることはわかるの。だけれども、それが同等品以上っていう、その判定ってのどうするの。ね、検収はそうしたら、その道の専門家やるの。品物がね、これは同等品以上ですよって納品されて、ものを見て、まあタイト

ルが次亜塩素酸空間除菌脱臭機であると。そのものにはおそらく定格ということで、全部仕様は書いてますよ、商品にはね。だから、それがね、同等品以上だっていう判断の基準ってのはなかなか難しいんでないの。わかりやすく説明していただけますか。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) 私の方から答弁させていただきます。

先ほど来、総務課長が説明してるのはですね、今回の入札の物品に関しましては、メーカー名、形式名、全て記載されておりますので、同等品以上の納品は許されておられません。ですから、決まった形のものが入るということになっておりますので、先ほど総務課長の方も見積もりとった時と、差が大きいのでちょっと驚いてると。

ですから、同等品以上は許されないということです。ですから、今回の場合は決まったものが納入されると。

それで、梶谷議員の心配なされてるのは、こういう物品購入の場合で、仕様の中で同等品以上という表現があった時のことを心配されてるとは思いますが、これに関しましては、先般指名委員会の中でもきちんと同等品以上である旨のパンフレットなり、そういうものを契約前に落札者からいただくよという指示、検討もされております。今回に関しましては、特定の品を納めておりますので、同等品以上はあり得ないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時39分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

他に。

7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 仕様書っちゅうか、この品物っちゅうのは、今現在町内で使ってるものなんでしょうか。そして、その品物を指定して注文したのか。何で、いろんな施設で使ってるんですけども、そういうものが何でこんなに金額違って、じゃあ、今まで町内で、施設で使ってたものが、ものすごい高い値段で購入してしまったってことになるのかなって。その付近がちょっと気になりまして。

現在町内で使ってるものを指定して、これだっことで注文したのか。それから、もしそうであれば、この金額が何でこんなに違う金額になって契約ができたのか、そこお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 町内で使用しているのかっていうふうなことにつきましては、町内っていうのは役場の関係っていうことですか。

○7番(工藤松子君) いろんな施設で。

○総務課長(尾坂一範君) それは、ちょっと確かめてはいません。いろいろ今回の次亜塩素酸の脱臭機の他に、様々な、単純な空気清浄機もあれば、いろいろな紫外線を使って除菌するようなものも様々なものがあります。それで、いろいろ担当課というか、保健師さんなどと相談しながら、どのような商品がいいか、どういうふうな除菌方法のものがいいかというふうなことを検討しまして、このような商品にしたというふうな形です。

金額がこれだけ落ちたのは、あくまでもうちらはわかりません。あくまでも納入する

業者が、入札する業者がこの金額で卸せますよというふうな形で入札書を提出しておりますので、何でこれだけ300万減額になったとかは、ちょっと我々はわからないと。あくまでも予算の時にもらいましてあれした金額がこれで計上してる、予定価格にしたというふうなことでございます。

○議長(伊藤幸司君) よろしいですね。

まだあるの。7番工藤君。

○7番(工藤松子君) それじゃあ、一般的に売られている単価で予定価格ってんですか、公表、町の方ではした。それに対して入札業者の方でこの金額で出してきた。じゃあ、一般にはすごい値段で普通に売られていて、今回はこんなに安く手に入れることができたっていうことですね。

○議長(伊藤幸司君) 副町長。

○副町長(若佐智弘君) もし、工藤議員が個人的にお買いになったことがあるのであれば、確かに驚かれると思います。やはり、これは商売の関係でございますので、それぞれの会社で、それぞれの目的に合わせて入札に対応していただけます。

皆さん、一番やっぱりこういう物品購入で驚かれるのは、よくあるのは車とかだと思います。やはり、個々皆さんに売る時にそこまで下げれるか、いろんなメーカーや会社では様々な目的あります。例えば、今回のような種類の商品を公的な機関、役場とか国とかいろんなところで使ったとかってなると、それがまた宣伝になって、違うところで利益を持つとか、そういういろいろな考え方がございますので、その辺のところはそれぞれの入札参加者の考え方でございます。ですから、その辺のところまでは、私どもこうこうこうですからって理由までは聞けるものではございませんので、皆さんが高く買ったりすれば、もっと安く買ってる方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺のところは何とも言えない部分がございますので、何とかご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他にありますか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第32号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和3年松前町議会第4回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平